

# 第14回草津市景観審議会会議録

平成28年10月18日

草津市都市計画部都市計画課

- 1 会議名称 草津市景観審議会
- 2 会議の日時 平成28年10月18日(火)
- 3 会議の場所 草津市役所4階行政委員会室
- 4 出席委員 秋山元秀委員(会長)  
内田 宏委員  
宇野昌夫委員  
太田賢司委員  
鹿野 央委員  
壽崎かすみ委員  
田井中恭子委員  
高谷基彦委員  
田中千秋委員  
富島義幸委員  
西 孝委員  
正木千賀子委員  
森川 稔委員 以上13名
- 5 欠席委員 西尾幸子委員  
福山 聖子委員 以上 2名
- 6 事務局職員 草津市都市計画部部長 田邊好彦  
同 総括副部長 青木敏  
同 副部長 門地喜代春  
同 都市計画課長 松尾俊彦  
同 都市計画課副参事 山岡正明  
同 都市計画課主任 田村昌也  
同 都市計画課主事 清原真結

7 会議に付した事項

- (1) くさつ景観グランプリの選定について

(午後 3 時 0 0 分開会)

○事務局 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから草津市景観審議会を開催させていただきます。

本日、進行役を務めさせていただきます私、都市計画課の松尾と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、まず都市計画部長の田邊のほうから御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田邊都市計画部部長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は御多用の中、草津市景観審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろ、本市景観行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の議題であります、くさつ景観グランプリの選定についてでございますが、景観に配慮した創意工夫された建築物や屋外広告物を取り上げて、その事業者や所有者を表彰する制度でございます。今年度におきましてはまちづくり・まちなみ部門として緑化に焦点を当てて、そのほかの模範となるようなうまいのある空間の創出、あるいは心地よさのある景観づくりに表彰するものでございます。

何とぞ、委員の皆様におかれましては、本日は活発な御議論をいただきまして御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局 どうも、ありがとうございました。座らせていただきます。

それでは、本日新しく委員となられた方もいらっしゃいますことから、僭越ではございますが私どものほうから出席委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

お手元にお配りいたしております資料の 1、草津市景観審議会委員一覧の順に御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず最初に滋賀大学名誉教授で当審議会の会長であります秋山元秀様でございます。

○秋山会長 秋山でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会代表理事の内田宏様でございます。

○内田委員 内田です。よろしくお願いいたします。

- 事務局 市民公募委員の宇野昌夫様でございます。
- 宇野委員 宇野です。どうぞ、よろしく申し上げます。
- 事務局 草津商工会議所の太田賢司様でございます。
- 太田委員 太田です。どうか、よろしく願いいたします。
- 事務局 滋賀県土木交通部技監の鹿野央様でございます。
- 鹿野委員 鹿野でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。
- 事務局 龍谷大学国際学部准教授の壽崎かすみ様でございます。
- 壽崎委員 よろしく願いいたします。
- 事務局 公益社団法人滋賀県建築士会の田井中恭子様でございます。
- 田井中委員 田井中です。よろしく申し上げます。
- 事務局 市民公募委員の高谷基彦様でございます。
- 高谷委員 高谷です。よろしく願いいたします。
- 事務局 草津学区ひと・まちいきいき協議会会長の田中千秋様でございます。
- 田中委員 こんにちは、よろしく申し上げます。
- 事務局 京都大学大学院工学研究科准教授の富島義幸様でございます。
- 富島委員 どうぞ、よろしく申し上げます。
- 事務局 滋賀県広告美術協同組合の西孝様でございます。
- 西委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 滋賀県立大学地域共生センター客員准教授の森川稔様でございます。
- 森川委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 なお、成安造形大学芸術学部特任准教授の西尾幸子様および画家の福山聖子様におかれましては、本日欠席の御連絡をいただいておりますとともに、市民公募委員の正木委員におかれましては、少し遅れて来られるということをお聞きしておりますのでよろしく願いいたします。
- 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 都市計画部部長の田邊でございます。
- 田邊都市計画部部長 田邊です。どうぞ、よろしく申し上げます。
- 事務局 同じく、総括副部長の青木でございます。
- 青木都市計画部総括副部長 青木でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。
- 事務局 同じく、副部長の門地でございます。
- 門地都市計画部副部長 門地でございます。よろしく願いいたします。

- 事務局 都市計画部都市計画課景観グループ長の山岡でございます。
- 山岡都市計画課景観グループ長 山岡です。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 事務局 同じく、景観グループの田村でございます。
- 田村都市計画課景観グループ 田村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 同じく、景観グループの清原でございます。
- 清原都市計画課景観グループ 清原です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 そして改めまして、進行役を務めております私、都市計画課の松尾でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会には委員15名中12名の方が現在、御出席いただいております。草津市景観条例施行規則第62条第3項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

では、議事に入らせていただきます前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず会議次第、その次に資料1の草津市景観審議会委員一覧、次、資料2になります草津景観グランプリについて、これはスライドの横型式の資料となっております。そして資料3、一番最後のページです。A3カラーの資料でございますが、大津市との景観連携事業についてとなっております。そのほかといたしまして、席次表を皆様のお手元に置かせていただいております。全てそろっていますでしょうか。もし、資料がないとかいう場合がございますら、会議の途中でも結構ですので事務局までよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。この後の議事進行につきましては、草津市景観条例施行規則第62条第2項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。秋山会長、よろしくお願いいたします。

- 秋山会長 改めまして、皆様こんにちは。大変、御苦労さまでございます。

この景観審議会も久しぶりにお目にかかるということになりますが、市のほうでも担当の部長を初めとして担当職員の方も大分おかわりになりまして、新たな気持ちでこの景観審議会を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

今回は、資料でございますようにこの景観グランプリのことについて御審議をいただくと同時に、外へ出ていただいて実際にそれぞれの景観をご覧いただくという予定をしております。雨が降ったらどうしようかと思っていたのですが、幸いにも大変いい天候に恵まれました秋晴れでございます。この草津の景観の将来は明るいとい

う気もいたしますけれども、そんなわけでございますのでやや慌ただしい進行になるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく御協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは議題1のくさつ景観グランプリの選定について、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局           では、くさつ景観グランプリについて、都市計画課の清原より説明させていただきます。

都市計画課では、平成26年度より、草津市内のすぐれた景観や屋外広告物などを表彰するくさつ景観グランプリを行っています。

平成26年度と平成27年度は、屋外広告物部門として景観協力賞、歴史的デザイン賞、都市デザイン賞、これからのくさつ賞という4つの賞について審査して表彰いたしました。

今年度は、まちづくり・まちなみ部門ということでみどりのデザイン賞、まちなみオアシス賞という2つの賞について表彰させていただきます。

みどりのデザイン賞は、今回は緑化に着目し、緑を配する建築物の中で優良なもの、緑化と建物が調和してうるおいのある景観をもたらしているものを表彰するものとしております。まちなみオアシス賞は、そのような建築物のつながりによって、町並み全体としてうるおいのある景観をもたらしているものを表彰するものとしております。

それぞれのノミネート作品が市景観計画においてどのゾーンに該当するかということも資料の中に入れてますので、選考の際にはそれぞれのゾーンに合った緑化が行われているかも審査の基準にさせていただきます。

選考基準についてですが、みどりのデザイン賞については6点応募作品があり、その中から上位2点を選んでいただきます。

選考方法は、審議会委員の採点された集計結果による合計点数の順位により上位2点とさせていただきます。ただし、同点の場合には次の順で順位づけを行います。評価5の「優れている」の多い順、2つ目が評価1「優れていない」の少ない順、3つ目が評価4「やや優れている」の多い順、4つ目が評価2「やや優れていない」の多い順。この1から4の数により選考いたします。それでも同点の場合は、会長の判断により決定いたします。

次に、まちなみオアシス賞についてはn i w a +の1点のみの応募であり、表彰対象となるかどうかについての審査をいただきます。審議会委員の皆様の採点の集計結果による合計点数が、3項目の評価項目のうち全てが3（普通）の場合、合計が9点となりますので、委員数13名の採点集計結果が9点×13名の合計117点を超える

かどうかを判断基準にします。下回った場合は今年度のまちのオアシス賞は該当なしとさせていただきます。

今スライドに示しておりますのが、今年度グランプリの候補としてノミネートされている物件で、みどりのデザイン賞は6件あります。主に飲食店舗や服飾店舗なんです。小学校も1件ノミネートされています。まちのオアシス賞は、申しあげましたとおり1点、n i w a +が応募されています。

実際に、これから現地審査でバスで各物件を回っていただくことになりますので、バインダーに挟んだ資料をお持ちの上で、これから現地審査に移らせていただきます。

審査の行程については、行程表を資料につけておりますが、資料の順に1番、g r o v e a p a r t m e n t + c a f e、2番がP a i r W a y、3番が音南草津店、4番がS E C O N D H O U S E 草津店、5番がレストランテヴェルサーレ、6番が志津小学校、そして最後にn i w a +を回って帰ってくる行程になります。

帰庁後、採点表を回収させていただきますのでよろしく願いいたします。

○事務局        それでは、今説明させていただきました内容について、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

○会長        どうぞ、今御説明いただいたのですが、説明の手順とか採点する手順とか方法とか何か御質問がありましたらどうぞ、遠慮なく。

○委員        今行程表を見させていただいたんですけども、点数をつけていくんですが、極めて主観的な点数になると思うんですね。具体例ということで資料のところに立木神社というのと、それから緑萌える若草のまちなみ何とかってありますよね、ここも回っていただいて、これが平均的な3なのか4なのか、基準がなかったら3をつけていいのか4をつけていいのかわからない。ちょっと委員さんによってばらばらになっていくんじゃないかなと思うんですね、点数が。後で合計されて、きっと似たような採点になると思うので、何か基準になる、これが3としたらあとはそれより2なのとかいうふうな基準ができると思うので、具体例を挙げていただいてそこも回していただくと、ね、いいんじゃないでしょうか。

○会長        はい、どうでしょうか。

○事務局        回れる形で、少しタイミングを図らせていただきます。

○会長        どうしてもこういうのは、主観的な要素が入らざるを得ないと思うんですけどね、できれば最初はちょっとメモ程度に点数をつけておいていただいて、最後まで行ってまた全部見直して、それで最終的な評価、それぞれの差があると思いますので、その辺は大学の先生は慣れておられると思いますけれども、そのように評価



を、自分のレベルでは公平にさせていただいて。

○事務局　　今の選考基準の案ですけども、もう少し補足をさせていただきたいと思えます。

　　バインダーに挟ませていただいております資料の中に、大きな字でくさつ景観グランプリ、まちづくり・まちなみ部門と書かれたバインダーに挟んである資料の表紙の下に各賞と選考基準がありまして、田井中委員のおっしゃるように主観にはなるんですけども、3点のことを選考基準として上げておりまして、建物の周囲の緑化が調和した空間であり、景観の創出に寄与するものかということ、緑化について、草津市景観計画のゾーンごとの景観形成基準に則し、樹木の種類、高さおよび配置が建物と調和してるか、3つ目が全体の雰囲気ですので、この3点、5段階で評価の3に立木神社が該当するかどうかは、事務局の方で設定したものですので、あくまで応募いただいたこの中に配慮したものがどれぐらいになるか評価をいただければと思っております。全体を回った後にその中で点数をつけていただく可能性が十分あると思えますので、今日回っていただいた中でお帰りになってからもう一度点数を順につけていただいてもいいかなと考えております。

○会長　　一旦、帰ってきてからしばらく時間をとって、皆さん、それぞれ修正されるというかその時間はとればいいと思っております。厳密にやると、本当は一人一人について標準偏差なんかも出して。

○委員　　先生、標準偏差はこの人数では使えません。

○会長　　あんまり意味ないでしょうね。だから、相対値だけでも合計数でやるというふうにせざるを得ないと思えますけどね。

　　ほかに何か御質問。早く出ることは可能ですか。もう一人来られるんですか。

○委員　　待たないといけないんですよ。

○会長　　できるだけ早く出たほうがいいんじゃないか。

○事務局　　もうバスには乗れますので、皆さん、出発の準備をしてください。

○会長　　貴重品が入ってないような荷物は置いておいていただければ結構ですので、これと鉛筆をお持ちいただいておりますのでお出かけいただけますでしょうか、1階ですか。

○事務局　　はい、1階になりますので。

○事務局　　職員が誘導いたしますので筆箱と、資料だけお持ちください。

○事務局　　また現地、バスの中で質問等をしていただいても結構ですので。

○会長　　じゃあどうぞ、1階のほうへ。

(現地審査移動)

○会長 時間近くにもなっておりますので、先ほどの採点結果はいかがでしょうか。

○事務局 はい、できております。

○会長 じゃあ、ちょっと発表していただけますでしょうか。

○事務局 では、事務局から発表させていただきます。

まず、みどりのデザイン賞6件ございました。1位から発表してまいります。1位が5番のレストランヴェルサーレ、143点でございます。2位が6番の青地城跡に建つ志津小学校と城池、これが140点です。

○会長 ちょっとすみません、字が読みにくいので総合点数だけ読み上げてください。

○事務局 言っていきます。みどりのデザイン賞の第3位が4番のSECOND HOUSE草津店で、124点です。みどりのデザイン賞第4位が2番のPairwayで116点でございます。第5位が1番のgrove apartment + cafeの89点です。6位が3番の音南草津店、84点でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 見ていただいたらわかりますように、今言った順位が1つずつずれています。なぜかといいますと、まちのオアシス賞のniwa+が1位になってます。145点です。この結果から、まちのオアシス賞1件だけ、みどりのデザイン賞を含めて1位でございますので、niwa+をまちのオアシス賞として、5番のレストランヴェルサーレと6番の志津小学校、これを平成28年度みどりのデザイン賞に選びたいと思いますが皆様いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○会長 今、御説明いただいたとおりで、同点で複雑な計算をしたりする必要はなくなりましたので、当初の取り決めどおりに得点の多いほうから受賞するというところで、みどりのデザイン賞はレストランヴェルサーレと志津小学校ですね、それからまちのオアシス賞は1点しかございませんけれども合格点数をはるかに超えておりますのでniwa+が受賞ということでいかがでございましょうか、これでよろしゅうございましょうか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員 ちょっとごめんなさい、いいですか意見。

○会長 ちょっと待ってください、とりあえず決定はこれで決定することにしていただいで、本日、見ていただいで選定の仕方や得点の数え方などについて御意見があれば伺いたいと思っております。

○委員 結果に対してどうこう言うんじゃないんですけど、気になったのは志津小学校の駐車場が道路に面してありましたよね、体育館があって。あそこを緑化してないのをどう評価したらいいかというのが。確かに城跡の古い樹木がすごく立派でそこが校舎と一体になって、すごくすばらしい環境なんですけど、景観計画の基準を見ると空き地はなるべく緑化すること、とあったと思うんですけど、ましてや道路から面してて体育館が道路からよく見えているが、全く緑化していないのはいいのか、というのが気になりまして。

○会長 私もどこがどういう形で受賞の対象になるのかというところがね、その小学校の敷地内なのか、池とか丘陵とかを含めてあのあたりの一種の総合的な景観として評価するのか、小学校だけを取り上げると先生がおっしゃったような問題が出てくると思うんですけど、そのあたりいかがですか。

○委員 私もその点については疑問がありまして、池や樹木は小学校が管理しているわけでもないし、完全に借景で小学校の駐車場はあのおりコンクリートで固めて緑化も何もないというところ、どこをどう評価したらいいのか正直言って困りました。

○委員 今回見させていただいた物件ですね、全てほとんど駐車場に関しては緑化がされていなかったと思います。レストランのほうもそうだったと思うんですけども、だからそうであれば景観形成基準には合っていないという話になってどれも該当しないことになると思うんです、この基準ですね。だから、その中で選ぶんだったらという形で。

○会長 大きな施設の場合はそういう意味である部分が緑化されてないとすごく目立ちますけど、小さなレストランみたいなところで車をとまる部分だけがね、少し外れててもそんなに影響はないところがあるので、このあたりを横並びにして評価するというのは大変難しいなとは思いますがね。

○委員 私も同じようなところを思っまして、例えば小学校が借景だということころなんかもあるんですが、評価するときは周辺環境や景観との調和っていうことがありますので、調和してるようなところで全体としての評価はどの程度調和してるかという部分は評価できるかなという気がいたしました。私も評価は考えました。

あと、駐車場の問題はある程度基準をしっかりとっておいたほうが良いような気がします。やっぱり、駐車場まで含めて緑化に努めてるところっていうのは当然高く評価されるべきだろうし、そうじゃないところはそれはそれで評価されないだろうし、だからいろんな考え方があると思いますので、ある程度みんなでも共有できるような基

準といたしますか、そういうものがあつたほうが採点しやすいかなという気はいたしました。あんまり細かいことを言い出すと切りがないような気もするんですけども。

○委員　　私は素人なんですけれども、ただ、応募されたネーミングありますよね。例えば青地城跡に建つ志津小学校と城池って書いてあつたので、周りの景観も全部、周りの風景も全部入れての審査かなと思ったんです。今言われた、その学校だけなどという、グラウンドなどいろんなものがあつたんですけど、やっぱり池とかそういう周りを見て採点させていただいたんで、個人的には点数高かつたかなというのがありました。ピンポイント、ネーミングだけならちょっと外れたかなと思ったんですけど、個人的な考えは応募のタイトルで全体を見させていただいたというのがありますけど。

○委員　　もう一点、私どうしても気になるのは、小学校は公共施設なんですよ。ほかはみんなとりあえず個人の商店ですよ。個人で努力してるのと公共施設として、古い小学校でもととの樹木などの緑化があつてっていうのを比較してしまうとちょっと身もふたもないような気がしました。

○会長　　審議する前のフィルターで議論しておけばよかつたんですが、今回はこの6つを審議対象として実際に採点をしていただきましたので、今後このような応募のときには事前の議論が必要かと。

○委員　　緑化ということで個人で応募されて、店舗についてはほとんどオーナーさんが応募されてて、他薦はn i w a +と志津小学校だけという状況の中で、やっぱりもう少し事前に審査基準を考えておくほうがよかつたのではないかなというのがあります。

○会長　　ありがとうございます。受賞のときにこういう意見が出たぞなんていう附帯意見をつけることはありますか。

○事務局　　その志津小学校に関しては、小学校さんが別に応募されたわけではないので、推薦された方は小学校に勤めてる方ではないので、公の施設だからであるとか民間の施設だからであるとか意識して出してるわけではありません。逆に言うと事務局側が今後、先ほども先生おっしゃってましたように公の施設と民間の施設はやはり、もちろん公も努力はしてますけども、個人の方は緑化に対してかなり努力し、お金も使っておられますし、やっぱりその場合の基準や応募の仕方を考えていかないといけないというのは今わかりました。

○会長　　私もそう思います。例えば今のように附帯意見をつけて、駐車場が緑化されるのが望ましいと言っても、じゃあ、誰がやるのと言ったときに困ってしまうか

もしれないですね。

○事務局 事務局のほうから小学校側にこういう意見が出たというのは、教育委員会事務局にはもちろん言えますけども、応募された方にはちょっと。

○秋山会長 だから、受賞は応募された方に通知するわけですね。

○事務局 はい。

○会長 という形なので、今回のようなグランプリの募集というのは来年度またあるんですか。

○事務局 来年度も同じ、緑と建物の基準で募集しようと思っておりますが、その前にどういう形で応募するかというのを先に相談させていただいて、その中でこういう判断したらどうかというところも御意見を聞きながら募集をかけて、審査をもう一度していただくという形で準備をします。

○会長 というような形で、今回とにかく2つの部門でこのみどりのデザイン賞には出ております2件、それからn i w a +についてはオアシスですか、さっき申しましたような形で決定させていただいたということで、審議会としては特に何か意見をつけるとかではなくて、これからの審議のためには少し、今日出た御意見を記録しておいていただいて、選定の前にその基準や要項を審議会で諮っていただくということにさせていただきますでしょうか、よろしいですか。

○事務局 はい。

○会長 先生方、よろしいですかそれで。

はい、どうぞ。

○委員 今の続きでしつこいんですけど、n i w a +の庭の部分は市がそもそもは植えて、メンテナンスを市の後方さんがされてるというお話でしたよね。やっぱり、その話がほかの5件と条件が違っているというのが気になるんで、そういうところももう少しエントリーの仕方を変えるなどしていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員 いろんな選考の基準があると思うんですけど、やっぱり大切なのは何のための賞かというところが大切でして、だから、草津の景観をよくするっていうことが大きな目的だったらやっぱり全体の調和というか周辺景観との、今回の小学校のようなそういうものもすごく大切になってくるでしょうし、あと公と私というのが区別されるべきなのかどうかも、結局どこを目指してるかによって多分変わってくると思いますので、その辺をある程度はっきりさせていくっていうことが大切なのかもしいな

いなど、ちょっと感想ですけど思いました。

○会長       ありがとうございます。議長のほうがあんまりそんなことをごちゃごちゃ言うのはよくないんですが、基本的に環境が緑地の場合は、条件としていいわけですよ。ここの場合で言うと、丘陵地は背景としては非常にいいものがあって、その中で努力もされてるけれども、逆に国道沿いで、周辺環境はそれほどよくないのに一生懸命努力して、広い面積ではないけどいいものをつくろうとして努力されているものこそ評価するべきだという考え方もあっていいとは思いますが、その辺今回のことでいろいろ勉強させていただいたなという気がいたしますけれどもね。

○委員       草津市としてどういうふうにああいう景観をつくっていきたくていうのが緑と調和した景観ということだったら、やっぱり最終的には個人に、店舗じゃなくても個人の本当にお住まいの住宅についても含めて、個人個人に頑張っていただくしかないので、そういう人たちをエンカレッジするような賞の出し方をしないと、それが小学校が公的なもので歴史もあって立地もよくて昔からの木がそのまま残ってて、これが良いとなると個人としては、それではとてもかなわないというディスカレッジする方向に働くと残念だなというそれだけです。

○会長       おっしゃるとおりだと思って、これまでのまちのオアシスには例えば一つの町ね、住宅地の町を選定したこともあるんですね。そういう意味では、住宅地として一つの統一した景観を持とうというような、それこそこの賞の本旨に合ったような形のものもあったと思いますので、その辺、これまで必ずしも考えずにやってきたわけではないと思うんですけれども、これからやっぱりその辺を少しまた一層留意して考えていく、そういうふうにしたいと思いますがよろしゅうございますか、そんなあたりでまとめさせていただきます。

（「異議なし」の声あり）

○会長       それじゃあ、とりあえず本日の議題としてはこの景観グランプリの2つの部門の賞の決定ということでございますので、以上のような形で決定をさせていただいて、発表はいつになるんですか。

○事務局       発表は11月末から12月上旬ぐらいに。

○秋山会長       わかりました。では、よろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございますので、進行を事務局のほうにお返しいたしますのでよろしく願います。

○事務局       どうも、ありがとうございました。皆さん、活発な意見をいただきまして。

特に審査の基準というよりも応募対象、応募方法とか要項、要領をやはりきちっと定めて選出していきたいと思いますので、また次出すときは、事前にこういう要領、こういう考え方でこういう形で応募したいというのをまずこの景観審議会の皆様に諮らせていただいてから募集したいと考えておりますので、またそのときには何とぞよろしくお願いたします。

それでは、閉会に当たりまして都市計画部総括副部長の青木より挨拶を申し上げます。

○青木都市計画部総括副部長            本日は、長時間にわたりまして御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。私も市に長く勤めさせていただいておりますが、現地を見て今回、認識を改めさせていただいたようなところでございます。

皆様からいただきました御貴重な御意見を参考にさせていただきながら、今後とも良好な景観形成に配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、グランプリの選定については、今回いただいた意見はもちろんのこと、この選定いただいた優秀な取り組みがほかの見本になりまして、市内全域に広がっていくよう、積極的な事業の推進にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○事務局            では、以上で草津景観審議会を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

(午後 5 時 4 5 分閉会)